

# 各種助成金について

## 1. 人材開発支援助成金

- ①人への投資促進コース
- ②事業展開等リスキリング支援コース
- ③人材育成支援コース

## 2. キャリアアップ助成金

- ①「正社員化コース」の拡充
- ②「年収の壁対策」の新設

令和6年6月3日 ハローワーク川崎北

## 1. 人材開発支援助成金

従業員の教育訓練に関する助成金で、従業員のキャリア形成を効果的に行うことを目的とする。事業主等が計画的に、従業員のスキルアップに取り組む場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度



- ①人への投資促進コース
  - ②事業展開等リスキリング支援コース
  - ③人材育成支援コース
- の3コースを紹介

### ①人への投資促進コース

コロナを克服し新時代を開拓するための経済対策において、国民の提案を踏まえ、人への投資の強化を行う目的で令和4年4月創設。複数の訓練・制度がある

メニュー	概要
高度デジタル人材訓練	情報通信業の事業主等による、高度デジタル人材等の育成のための訓練。高度情報通信技術資格（ITスキル標準・DX推進スキル標準 レベル4または3の資格試験）等や、大学への入学（情報工学・情報科学）等に関するものが対象
成長分野等人材訓練	海外を含む大学院の正規課程等での訓練。国内大学院の場合は分野不問。海外大学院の場合は、デジタル技術分野やグリーンエネルギー関連等が対象
情報技術分野認定実習併用職業訓練	情報通信業の事業主等によるIT分野未経験者の即戦力化のための雇用型訓練（原則事業外Off-JT+OJT）
定額制訓練	定額受け放題研修サービス（定額制サブスクリプション型）による事業外訓練が対象（eラーニング及び同時双方向型の通信訓練）
自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対する助成。令和6年4月より、①1コースあたりの訓練時間を10時間以上 ②職務に関連した訓練以外も助成対象にする 等制度の拡充あり。
長期教育訓練休暇等制度	合計30日以上長期訓練休暇が対象。令和6年4月より、労働者が柔軟に休暇取得できるよう①時間単位の休暇を対象とする、②中小企業の賃金助成及び上限時間数の拡充 等制度の拡充あり。

## ②事業展開等リスクリング支援コース

令和4年12月に新設。事業展開・デジタル・グリーンをキーワードに人材育成を行う事業主を対象とする。経費助成率は最大75%、賃金助成額は時間あたり最大960円

メニュー	概要
事業展開	事業展開とは、新製品の製造、新サービスの提供、事業や業種の転換等により、新たな分野に展開や進出等が該当し、これに伴う訓練が対象
デジタル・DX	事業展開は行わないが、デジタル、グリーン等の成長分野の技術を取り入れるにあたり、関連する業務の従事に必要な知識や技能習得のための訓練が対象
グリーン・カーボンニュートラル	

## ③人材育成支援コース

- 職務に関連した知識や技能習得、非正規社員から正社員転換を目的とした訓練等が対象。
- 令和5年4月、旧3コース（特定訓練、一般訓練、特別育成訓練）を1コースに統合
  - ①手続き簡素化
  - ②最低訓練時間が10時間以上となり対象研修が拡大
  - ③一般訓練助成率が従来の30%→45%～ となり実質助成率引き上げ 等
 利用しやすくするための制度見直しを実施
- 令和6年4月より、令和6年創設の「団体等検定」の受験料等を助成対象とする、申請書類の一部を簡素化、などの見直しを実施



メニュー	概要
人材育成訓練	職務に関連した知識や技能を習得するためのOff-JTのみ10時間以上の訓練
認定実習併用職業訓練	中核人材を育てるために実施するOJTとOff-JTを組み合わせた訓練
有期実習型訓練	有期雇用から正社員への転換を目的としたOJTとOff-JTを組み合わせた訓練

## ①人への投資促進コース

### 定額制訓練

### 定額受け放題

従業員の方がリブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	-
	( +15% )			

### 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

### 資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITスキル標準・DX推進スキル標準レベル3・4となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合、960円	

### 自発的職業能力開発訓練

### 自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	( +15% )	

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

### 資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
	60%	45%	760円	380円
	( +15% )		( +100円 )	
	OJT実施助成額			
	中小企業	大企業		
	20万円	11万円		
	( +5万円 )		( +3万円 )	

### 長期教育訓練休暇等制度

### 導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額 ※有給休暇の場合	
		中小企業	大企業
長期教育訓練休暇制度 (30日以上)の休暇取得	20万円 ( +4万円 )	960円	760円 ( +200円 )
所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度	20万円 ( +4万円 )	-	-

## ②事業展開等リスクリング支援コース

経費助成率		賃金助成額 (1人1時間)		1事業所1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

## ③人材育成支援コース

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額(注1) (1人1時間あたり)		OJT実施助成額 (1人1コースあたり)	
		通常分	賃金助成・資格 取得に際しては 加算(注2)	通常分	賃金助成・資格 取得に際しては 加算(注2)	通常分	賃金助成・資格 取得に際しては 加算(注2)
①人材育成 訓練	正社雇用 労働者	45%	+15%	760円 (380円)	+200円 (+100円)	-	-
	有期契約 労働者等	60%	+15%				
	正社員転換	70%	+30%				
②認定実習併用職業訓練		45%	+15%	760円 (380円)	+200円 (+100円)	20万円 (11万円)	+5万円 (3万円)
		60%	+15%			10万円 (9万円)	+3万円 (3万円)
③有期実習 型訓練	有期契約 労働者等	60%	+15%				
	正社員転換	70%	+30%				

## 2. キャリアアップ助成金

### ① 「正社員化コース」を拡充

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度

#### 正社員化コースとは

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に、助成金を支給



#### 拡充および変更点

※以下は、2023年11月29日以降に正社員化した場合に適用されます

##### ● 助成額（1人当たり）、支給対象期間の見直し

企業規模	拡充前	拡充
中小企業	57万円	80万円
大企業	42.75万円	60万円

※拡充後支給は、  
 ・中小企業は、2期（12か月）で80万円を助成（1期あたり40万円）  
 ・大企業は、2期（12か月）で60万円を助成（1期あたり30万円）  
 ・表は、有期から正規の場合の助成額、無期から正規の場合は記載の半額

##### ● 正社員転換制度の規定に関する加算措置の新設

正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 ※1事業所当たり加算額（1事業所当たり1回のみ）	新設
	20万円（大企業15万円）

## 助成内容

### 正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

#### 1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	正社員化前雇用形態	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円（40万円×2期）	40万円（20万円×2期）
大企業	60万円（30万円×2期）	30万円（15万円×2期）

#### 2 加算額 1人当たりの加算額は以下のとおりです。

措置内容	1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
① 派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	28万5,000円	
② 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合	95,000円	47,500円
③ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合 （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練以外の訓練修了後）	95,000円	47,500円
	（自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後）	11万円
④ 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ）	20万円（大企業15万円）	
⑤ 多様な正社員制度（※）を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円（大企業30万円）	

## 2. キャリアアップ助成金

### ② 「年収の壁対策」の新設

令和5年10月から、年収の壁対策として、キャリアアップ助成金の新しいコースとして、「社会保険適用時処遇改善コース」を新設

労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に助成する

① 手当等支給メニュー    ② 労働時間延長メニュー    ③ 併用メニュー

の3つのメニューがある

#### 支給額

- 手当等支給メニューは、対象者1人あたり、最大額50万円  
(1~2年目：6か月ごとに10万円×2回、3年目：6か月で10万円)
- 労働時間延長メニューは、対象者1人あたり、最大額30万円（6か月）
- 併用メニューは、対象者1人あたり、最大額50万円  
(1年目：6か月ごとに10万円×2回、2年目：6か月で30万円)

#### メリット

- 「年収の壁」を意識せずに働くことができる
- 社会保険に加入することで処遇改善につながる



人手不足の  
解消につながる



7

## 問い合わせ先・資料ダウンロード

※この情報は令和6年5月時点の内容です。法令の変更、ホームページの改変等により、内容が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

#### 問い合わせ先（人材開発支援助成金）

- 神奈川労働局 神奈川助成金センター（人材開発支援助成金担当）  
045-277-8801

#### 問い合わせ先（キャリアアップ助成金）

- 神奈川労働局 神奈川助成金センター（キャリアアップ助成金担当）  
045-650-2859
- 年収の壁突破・総合相談窓口（コールセンター）  
0120-030-045（受付時間 平日 8:30~18:15）



#### 資料ダウンロード（厚生労働省ホームページ）

※令和6年度より「雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)」は作成休止になりました。

	リーフレット、パンフレット、支給要領 等			申請書
令和6年度雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版）	厚生労働省 助成金のご案内	検索		
人材開発支援助成金	厚生労働省 人開金	検索		
キャリアアップ助成金	厚生労働省 キャリアアップ助成金	検索		

8

キャリアアップ助成金

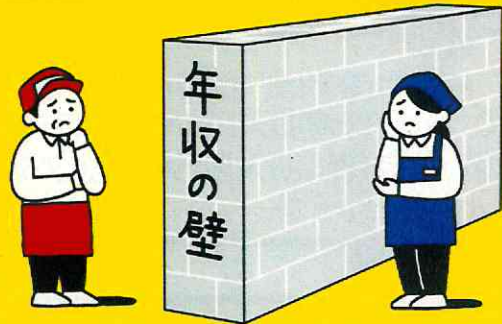
年収の壁対策として  
労働者1人につき**最大50万円**助成します！

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の  
人手不足の解消へ！



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media\_relations/commercials/202312/video-270966.html)

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に  
「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	<b>1年目</b> <b>20万円</b> (注)
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	<b>2年目</b> <b>20万円</b> (注)
③ 賃金の <b>18%以上</b> を増額	<b>3年目</b> <b>10万円</b>

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。**

※ 本助成金については、2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

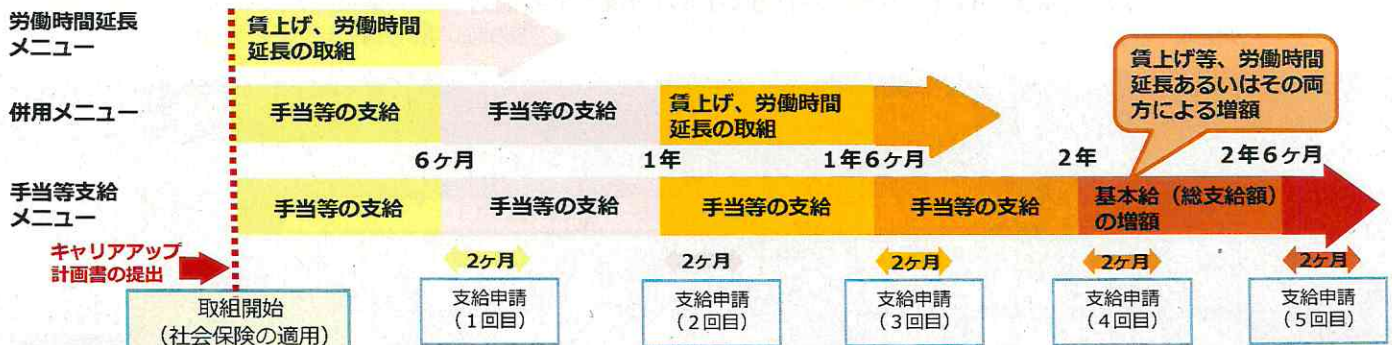
(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
 ※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。  
 ※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。  
 (上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ キャリアアップ計画書を作成し、**取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。**（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。）



# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※<sup>1</sup>を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の**両方**に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※<sup>2</sup>ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※<sup>3</sup>等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長  
メニュー

(1)(2)の  
併用メニュー

(1)手当等支給  
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。  
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- ※<sup>1</sup> 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。
- ※<sup>2</sup> 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※<sup>3</sup> 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。  
年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

 0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。） 厚生労働省公式HP

